

八王子市立横山第二小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立横山第二学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。
- 令和8年度の重点項目
・未然防止や早期発見のための措置 ・『いじめ未対応ゼロ』の徹底

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

いじめは重大な人権侵害であり、どの子どもも安全に楽しく学校生活を送れるように指導を徹底することが学校にとって喫緊の課題である。
本校においては、すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、『いじめ未対応ゼロ』を徹底し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底することをここに確認する。

いじめの防止等に関する校内体制

<いじめ対応会議（全体会）>

- 開催日 毎週金曜日 14時45分から（全教職員）
学校いじめ対策委員会
- 開催日 毎週金曜日 15時00分から（全体会後に開催）
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、主幹教諭
特別支援教育コーディネーター、SC
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめの防止等に関する教員研修

- 第1回 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 第2回 「重大事態の理解と対応」
- 第3回 「いじめへの組織的な対応」
- 第4回 「生活指導いじめ対応における児童理解」

いじめ対応の流れ

- ・いじめ問題の発生・発見→生活指導主任・副校長・校長に連絡
- ・通常の学校いじめ対策委員会での対応会議又は臨時会議を開催し、事実関係を明確にするための調査を行う。
(担任・学年主任・養護教諭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・SC・主幹教諭)
- ・いじめの事実があるなしに関わらず、学校いじめ対策委員会で調査をもとに話し合い、対応について検討する。

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳科授業の充実（ふれあい月間中に、いじめ防止の道徳科授業を年3回実施）
- ・教科等における人権課題の指導、
思いやりの心の育成
- ・LINE等によるネットモラルに関する授業

SOSの出し方に関する授業

- ・大人へ知らせることの大切さ、
いじめを絶対に許さない意識の徹底指導
- ・ふれあい月間でのいじめに関するアンケート、
QUアンケートの活用
- ・セーフティ教室の実施
- ・SOSの出し方に関するDVD「自分を大切にしよう」
等を活用した授業

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・児童朝会での校長講話
- ・計画委員会によるあいさつ運動の取組
- ・全校、朝の担任による「いのちに関する絵本」
の読み聞かせ
- ・図書室や校長室前での、いのちに関わる本の
特設コーナーの設置

児童の自己肯定感を高める取組

- 特別活動の充実
・縦割り班活動の異年齢交流
・学級活動での役割を生かしたよりよい集団づくり
・学級会での話し合い活動等を通じた学校生活の充実
と向上を図る取組
→「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」
につながる資質・能力の育成
- 4・5・6年生のSCによる全員面談の実施

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、
いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の
取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関と
ケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。